

## 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

### 1 改正趣旨

特別区人事委員会勧告に基づく幼稚園教育職員の給与改定に伴い、11月30日に開催された区議会第4回定例会にて、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が可決された。

この改正に伴い、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の規則改正が必要となるため、改正を行った。

### 2 改正及び制定内容

規則名	改正内容	施行年月日
幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則	条例改正に合わせ、平成28年12月より支給月数を0.85月から0.95月に改正。(第4条)	改正条例の公布の日 (適用は平成28年12月1日)

### 3 処理経過

第21回教育委員会定例会で承認された「世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則」第2条の2に基づく教育長の臨時代理により、「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則」の一部改正を12月2日付で決定した。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則 新旧対照表

新	旧
<p>(支給割合)</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)以外の職員 <u>100分の95</u>(条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、<u>100分の115</u>)</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の45</u>(条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、<u>100分の55</u>)</p> <p>(第2項～第3項 現行に同じ)</p> <p><u>附 則(平成28年 月 日世教委規則第 号)</u>  <u>この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の規定は、平成28年12月1日から適用する。</u></p>	<p>(支給割合)</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)以外の職員 <u>100分の85</u>(条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、<u>100分の105</u>)</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の40</u>(条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、<u>100分の50</u>)</p> <p>(第2項～第3項 省略)</p>